

このリリースに関する連絡先

三島祐子  
広報担当アシスタントマネージャー  
03 6271 9408  
[yuko.mishima@bakermckenzie.com](mailto:yuko.mishima@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジー、日本紙パルプ商事による PagePack の株式 51% の取得に関して、法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 4 月 18 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、日本紙パルプ商事株式会社（以下「日本紙パルプ商事」）が、PagePack (AU) Pty Ltd（以下「PagePack」）の株式 51% を約 64 億 3,400 万円で取得する案件において、日本紙パルプ商事に法的アドバイスを提供しました。日本紙パルプ商事による当該株式取得に先立ち、PagePack は、BJ Ball 及び KW Doggett の両グループがオーストラリア及びニュージーランドで展開する紙・梱包材・工業用紙製品等の卸売事業を取得・子会社化し、大規模な紙・紙製品等の販売企業グループを構成する予定です。日本紙パルプ商事は、東京証券取引所上場の大手紙・紙製品等卸売企業です。

本取引は、関係当局の許認可等の取得を条件として、実施されます。

ベーカーマッケンジーでは、東京オフィスの遠藤聖志、阿部諭、丹羽達也、及びシドニーオフィスの Ben McLaughlin、Lawrence Mendes が、本案件に携わりました。

本案件について遠藤弁護士は、「本 PagePack の株式 51% の取得案件において、日本紙パルプ商事にアドバイスをご提供できたことを非常に嬉しく思います。本件においては、東京オフィスとシドニーオフィスの専門家チームが緊密に連携することにより、厳しい時間的制約に応えながら、案件を成功裏に遂行することができたと思います」と述べています。また、Ben McLaughlin は、「今回の取引は 3 つの企業グループの結合を伴う案件であり、複雑な手続きとなりました。東京オフィスの専門家及びその他の専門家との協力の下、本案件の最終的な実施に向けて引き続き尽力します」と述べています。

- 以上 -

## 本件における責任者



遠藤 聖志

コーポレート／M&A グループ、パートナー

03 6271 9495

[kiyoshi.endo@bakermckenzie.com](mailto:kiyoshi.endo@bakermckenzie.com)

アジア太平洋諸国や欧州をはじめとするさまざまな地域における日本企業のクロスボーダーM&A 案件を主に手掛ける。会社法、保険業法、金商法、各種金融規制法、競争法、贈収賄規制等のコンプライアンスに関するアドバイスや、労働案件等も扱う。

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカーマ&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカーマ&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカーマ&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカーマ&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。